

現行の皇室典範制定時の考え方

<目 次>

- 1 経 緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 現行皇室典範と旧皇室典範・・・・・・・・ 2 頁
- 3 皇位継承制度に関する現行の皇室典範制定時の考え方・・ 4 頁
 - 〔1〕皇位継承資格を男系男子に限るとしたこと・・・・・・ 4 頁
 - 〔2〕皇位継承順序を直系優先、長系優先、近親優先としたこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
 - 〔3〕永世皇族制を採るが、実情を踏まえて皇族の範囲を定めることができるとしたこと・・・・・・・・ 11 頁
 - 〔4〕非嫡出子を皇族としないとしたこと・・・・・・・・ 14 頁
 - 〔5〕天皇及び皇族は、養子をするできないとしたこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 頁
 - 〔6〕皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れるとしたこと・・・・・・・・ 16 頁
 - 〔7〕皇族で皇籍を離脱した者は、皇族に復することはないとしたこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 頁

現行の皇室典範制定時の考え方

1 経 緯

▼日本国憲法の審議、公布、施行

◎ 第 90 回帝国議会(昭和 21 年)

- ・ 政 府 6 月 20 日 帝国憲法改正案を衆議院に提出
- ・ 衆議院 6 月 25 日 帝国憲法改正案を本会議に上程
8 月 24 日 原案を修正可決、貴族院に送付
- ・ 貴族院 8 月 26 日 衆議院送付案を本会議に上程
10 月 6 日 衆議院送付案を修正可決、衆議院に回付
- ・ 衆議院 10 月 7 日 貴族院回付案を可決

◎ 昭和 21 年 11 月 3 日公布

◎ 昭和 22 年 5 月 3 日施行

▼皇室典範の審議、公布、施行

◎ 第 91 回帝国議会 (昭和 21 年)

- ・ 政 府 11 月 26 日 皇室典範案を衆議院に提出
- ・ 衆議院 12 月 14 日 原案通り可決
- ・ 貴族院 12 月 24 日 原案通り可決

◎ 昭和 22 年 1 月 16 日公布

◎ 昭和 22 年 5 月 3 日施行

2 現行皇室典範と旧皇室典範

▼現行の皇室典範の位置づけ

◎ 現行の皇室典範の位置づけは日本国憲法に基づく法律という形式

▽ 皇室典範と憲法との関係は、新旧憲法では根本的に差がある。新憲法下においては、憲法をもって成文法中の最高のものとし、憲法と並存する法を認めないこととされ（国法一元化）、皇室典範は憲法に基づく法律案として提出された。

▽ 旧皇室典範は、憲法と相並ぶもので議会の関与することのできないものとされていた。

【関連する帝国議会質疑等】

* 1 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.7 衆・皇室典範案委員会 3 頁）

* 2 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.17 貴・皇室典範案特別委員会 2 頁）

▼現行の皇室典範が規定している事項

◎ 現行の皇室典範は、日本国憲法第 2 条及び第 5 条の規定を踏まえ、皇位継承と摂政に関する事項を中心として、これに密接な関係のある事項等について規定

【関連する帝国議会質疑等】

* 3 吉田 茂国務大臣（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 62 頁）

▼旧皇室典範を踏襲している主な事項

- ◎ 皇位継承資格を男系男子に限ったこと（第1条）
- ◎ 皇位継承順序を直系優先、長系優先、近親優先としたこと（第2条）
- ◎ 永世皇族制を採るが、実情を踏まえて皇族の範囲を定めることができるとしたこと（第5条・第6条・第11条）
- ◎ 天皇及び皇族は、養子をするできないとしたこと（第9条）
- ◎ 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れるとしたこと（第12条）
- ◎ 皇族で皇籍を離脱した者は、皇族に復することはないとしたこと（第15条）

▽ 皇室典範第15条は、皇族以外の者及びその子孫が皇族となる場合を、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合のみと限定している。このため、皇族で皇籍を離脱した者及びその子孫は、皇族に復することはないことになる。

▼旧皇室典範と異なっている主な事項

- ◎ 皇位継承資格、皇族の範囲を嫡男系嫡出に限るとしたこと（第6条）
 - ▽ 旧皇室典範は、非嫡出・非嫡出系も皇族とし、皇位継承資格を有することとしていた（旧皇室典範第4条・8条）。
- ◎ 親王及び内親王とする皇族の範囲を4世から2世に狭め、3世以下を王及び女王としたこと（第6条）
 - ▽ 旧皇室典範は、4世までを親王及び内親王とし、5世以下を王及び女王としていた（旧皇室典範第31条）。

3 皇位継承制度に関する現行の皇室典範制定時の考え方

〔1〕皇位継承資格を男系男子に限るとしたこと

▼皇位継承資格を男系男子に限るとした理由

◎ 過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意識に沿うと考えられること

▽ 過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の確信ともいえるべきものであらうと思われる。

▽ 男系によることが正しいか否かの論議は相当難しく、今後とも深い研究を要するものであるが、現在において、男系というのは皇位継承の一つの原理と考えている。

▽ 女系を認めない以上、女性天皇を認めてもその子孫が皇位を継承することは不可能であり、単に女性天皇一代だけ皇位継承を繰り延べるに過ぎない。

▽ 皇位は、日本国の象徴という特殊な地位であり、新憲法が定める男女同権原則の特例とされることは、当然に予想されるものである。

【関連する帝国議会質疑等】

- * 4 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 67 頁）
- * 5 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 25 頁）
- * 6 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.16 貴・本会議皇室典範案第一読会 84 頁）
- * 7 皇室典範の制定経過（昭 37.4 憲法調査会事務局 34 頁）

◎ 歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎの存在であったと考えられること

▽ 歴史上の女性天皇は、男子が即位するまでの間を充たすというのが大部分で、本格的な筋合いではなく、一時の便宜に应ずるものといわれている。

【関連する帝国議会質疑等】

* 8 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 64 頁）

* 9 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 25 頁）

◎ 女性天皇を可能にした場合、皇位継承順序など困難な問題があることから、的確な結論を得るのに時間を要すること

▽ 女性天皇を可能にした場合、皇位継承順位における男女の順位の考え方などかなり困難な問題があることから、的確な結論を得る上で、今日、なおその時期には至っていない。

【関連する帝国議会質疑等】

* 10 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 67 頁）

* 11 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 26 頁）

◎ 男性の皇位継承資格者が十分存在していること

▽ 差し当たり男系男子たる皇胤が絶えるというおそれがないことから、女性に皇位継承を可能にすることについて、今日、現実の必要もなく、少なくともその時期ではないと考えた。

【関連する帝国議会質疑等】

* 12 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 26 頁）

* 13 幣原喜重郎国務大臣（昭 21.12.16 貴・本会議皇室典範案第一読会 83 頁）

◎ 結局、女性の皇位継承を可能にするには研究が不十分であり、今後
も研究していく必要があること

▽ 女性の皇位継承を可能にすることについては、これまで男系を尊重して
きた根本原理を探求し、皇位継承順位や皇族の範囲等の問題についても十
分考えるなど、根本的な研究が必要であることから、現段階では原案によ
るほか適当なものを見出しえなかった。

▽ 女性の皇位継承を可能にすることについては、将来の問題として、研究
していくべきであり、疎かに考えているわけではない。もとより十分なる
研究をいたし、正しい結論が出ればそれに従うことはいうまでもないと考
えている。

【関連する帝国議会質疑等】

- * 14 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 64 頁）
- * 15 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 71 頁）
- * 16 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 26 頁）
- * 17 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.12 衆・皇室典範案委員会 37 頁）
- * 18 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.12 衆・皇室典範案委員会 44 頁）
- * 19 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 26 頁）

▼女性の皇位継承を可能としてはどうかとする制定時の議論

◎ 歴史上も女性天皇の例があること

- ▽ わが国の歴史には女性天皇の実例があり、奈良朝をはじめ女性天皇の時代にはわが国の文化は大きく発展したことなども考えれば、女性天皇を認めるべきである。

【関連する帝国議会質疑等】

- * 20 井上 赳議員（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 71 頁）
- * 21 武藤常介議員（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 30 頁）

◎ 文化国家、平和国家の象徴としてふさわしいこと

- ▽ 歴代の女性天皇の時代にわが国の文化は大きく発展したこと、また、憲法が平和国家を宣言したことからも、文化国家の象徴、平和国家の象徴として女性天皇を可能にするべきである。

【関連する帝国議会質疑等】

- * 20 井上 赳議員（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 71 頁）
- * 21 武藤常介議員（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 30 頁）

◎ 新憲法の精神、男女平等原則に沿うこと

- ▽ 天皇を象徴とした新憲法の精神からも、男女平等の原則からもただ女性であるということでは皇位継承資格がないとする理由はなく、女性も皇位継承資格を有するようにすべきである。

- ▽ 天皇の行為は、すべて内閣の助言と承認によるものであり、概して儀礼

的・形式的なものであるので、女性天皇では著しく困難・不可能ということとはありえない。また、女性の摂政を可能としながら女性が皇位に即くことを認めないとすることはあり得ない。

【関連する帝国議会質疑等】

- * 22 及川 規議員（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 66 頁）
- * 23 及川 規議員（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 66 頁）
- * 24 松本七郎議員（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 25 頁）
- * 25 佐々木惣一議員（昭 21.12.16 貴・本会議皇室典範案第一読会 80 頁）

◎ 近親の女性を優先する方が自然の感情に合致し正当であること

▽ 親等の遠い皇族男子より、天皇に親等の最も近い内親王がまず皇位に即く方が自然の感情にも合致し正当であるのではないか、直系・近親を重んずる観点から女性天皇を可能にすべきである。

【関連する帝国議会質疑等】

- * 26 及川 規議員（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 66 頁）
- * 27 酒井俊雄議員（昭 21.12.12 衆・皇室典範案委員会 37 頁）

◎ 皇統の安泰を期するためには女性天皇を可能にする必要があること

▽ 女性天皇を可能にしないと皇位の継承に行き詰まりを来たすおそれがあること、嫡出に限られて将来皇族の範囲が狭まること、こうしたことから皇統の万一ということを考え、将来の皇統の安泰を期するためには女性天皇を可能にすべきである。

【関連する帝国議会質疑等】

- * 28 井上 赳議員（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 70 頁）
- * 29 武藤常介議員（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 30 頁）

〔2〕皇位継承順序を直系優先、長系優先、近親優先としたこと

▼皇位継承順序を直系優先、長系優先、近親優先とした理由

- ◎ 皇位継承順序については、旧皇室典範の考え方が踏襲されている。
- ◎ 旧皇室典範が直系優先、長系優先、近親優先とした理由について、旧皇室典範の起草に当たった伊藤博文が著した旧皇室典範の注釈書である「皇室典範義解」によれば、以下のとおり注釈がなされている。

<直系優先とした理由>

- ・ 始祖以来、皇位は直系の子孫に相伝え、長幼の順に従うのが皇位継承の正しい法則であるため

▽ 「…祖宗以來子孫直系相傳へ長幼序ニ從フヲ以テ天位繼承ノ正法トス而シテ其ノ兄弟相傳フルハ反正天皇ノ履中天皇ニ於ケル允恭天皇ノ反正天皇ニ於ケルヨリ始マリ皆已ムヲ得サルニ出テ其ノ正ニ非サルナリ…」

<「皇室典範義解」第2条・第3条の注釈（抜粋）>

<長系優先とした理由>

- ・ 長系を優先することが祖先の血統を重んずることであるため

▽ 「…長子ノ子孫ハ次子ニ先タツハ宗統ヲ重ンスルナリ長子ノ子孫在ラサルニ至テ始メテ次子ニ移ル次子ノ子孫ノ第三子以下ニ於ケルモ亦同例トス…」

<「皇室典範義解」第2条・第3条の注釈（抜粋）>

<近親優先とした理由>

- ・ 皇子孫がない場合、血統の近い親族から継承していくため

▽ 「…（旧皇室典範）第五第六第七條ハ皇子孫在ラサルニ當リ繼嗣ヲ定ムルニ最近親ヲ以テスルコトヲ示スナリ皇子孫ハ現在ノ天皇ニ屬スル至親ノ宗系タリ皇子孫ノ嫡庶俱ニ在ラサルトキハ皇兄弟ヲ以テ最近親トス故ニ繼承ノ權皇兄弟ノ中ノ一ニ移ル其ノ現在ノ天皇ト同父ナレハナリ皇兄又ハ皇弟ノ子及孫ハ皇兄又ハ皇弟ノ系統ニ屬スル者ナリ皇兄弟及其ノ子孫ノ嫡庶俱ニ在ラサルトキハ此ニ次キ皇伯叔ヲ最近親トス故ニ繼承ノ權皇伯叔ノ中ノ一ニ移ル其ノ現在ノ天皇ノ父ト同父ナレハナリ皇伯又ハ皇叔ノ子及孫ハ皇伯又ハ皇叔ノ系統ニ屬スル者ナリ皇伯叔以上最近親ノ皇族ト謂ヘルハ皇大伯叔及其ノ以上皆之ニ準スルナリ一系ノ下ハ尊卑相承ケ而シテ宗系盡キテ支系ニ及ヒ近系盡キテ遠系ニ及フ蓋繼承ノ疑義ヲ将来ニ絶チ皇緒ノ慶福ヲ永遠ニ保タムトスルナリ」

<「皇室典範義解」第5条・第6条・第7条の注釈（抜粋）>

（注）「皇室典範義解」は伊藤博文著『帝国憲法皇室典範義解』

国家学会蔵版昭和10年による。

なお、引用に当たっては、原文中の旧字体について、一部新字体としたところがある。以下同じ。

〔3〕永世皇族制を採るが、実情を踏まえて皇族の範囲を定めることができるとしたこと

▼永世皇族制を採るが、実情を踏まえて皇族の範囲を定めることができるとした理由

◎ 皇族の範囲を形式的な規定をもって限定することはそぐわないこと

▽ 皇族がどの程度おいでになることが好ましいのかについては、一概には決められないし、皇族の範囲を具体的に何世までと明確に定めることも弾力性という面でかなりの不便が起こるので、形式的な規定をもって限定するということは避けた。

【関連する帝国議会質疑等】

* 30 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 69 頁）

◎ 皇族の範囲については、その時々の実情を踏まえ、皇籍離脱の条件及び手続きを定めた規定（皇室典範第 11 条第 2 項）の運用により定めていく考えであること

▽ 皇族 5 世なら 5 世で明確に限るとしても血統の継続ということは一概に理屈通りにはいかないことから、皇位継承資格者の範囲が不足しても一大事であるし、他方、皇族の範囲がご繁栄になり過ぎる場面も起こりうるので、その時々の実情を念頭に、どちらの面から見ても支障のない所でその範囲を定めていくことができるように、皇籍離脱の条件及び手続きを定めた規定（皇室典範第 11 条第 2 項）の運用によって、行き過ぎも、行き足らずもないようにしようと考えている。

【関連する帝国議会質疑等】

* 31 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 28 頁）

◎ 皇族の範囲が広くなりすぎることのないよう皇族が身分を離れる場合を親王（皇太子及び皇太孫を除く。）まで拡張したこと

▽ 皇族については永世皇族制を採っているが、皇族が皇位継承の正当なる範囲を超えることのないよう、皇室典範第 11 条を設け、皇族が身分を離れる場合を拡張した。

【関連する帝国議会質疑等】

* 32 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.19 貴・皇室典範案特別委員会 1 頁）

◎ 親王の範囲を 4 世から 2 世に縮減したこと

▽ 皇族の範囲についてはある程度の制約があるものという前提のもとに、皇位の継承に密接に関係するのは 2 世までであって、4 世までではないという考え方に立って、親王の範囲を 4 世から 2 世に縮減した。

【関連する帝国議会質疑等】

* 33 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 28 頁）

▼ 皇族の範囲を皇室典範で明確に限定すべきであるとする制定時の議論

◎ 皇族の範囲は皇室典範で規定すべきではないか

▽ 百世皇族の原則は皇室繁栄の原則としては結構だが、相当の疏通の途が必要であり、皇族の範囲という課題について、当然、新しい皇室典範をもって規定されるべきではないか。

【関連する帝国議会質疑等】

* 34 村上恭一議員（昭 21.9.10 貴・帝國憲法改正案特別委員会 10 頁）

◎ 皇族の範囲を世数で限定してはどうか

▽ 永世皇族制とすると非常に皇族の数が殖える場合が予想されるので、民主主義の原則からも皇族は4世限りとしてはどうか。

【関連する国会質疑等】

* 35 酒井俊雄議員（昭 21.12.5 衆・本会議皇室典範案第一読会 68 頁）

〔4〕非嫡出子を皇族としないとしたこと

▼非嫡出子を皇族としないとした理由

◎ 非嫡出子を皇族とすることは今日の国民意識に合わないこと

- ▽ 現在の人間の道義心から見て、今日非嫡出子を皇位継承範囲に含めることは国民の意識に合わないことから非嫡出子を皇族の範囲外とした。

【関連する帝国議会質疑等】

* 36 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 30 頁）

◎ 現在の皇室の構成から見て必要はないこと

- ▽ 現在の皇室の構成からみても非嫡出子を考える必要は容易に見受けられないことから、非嫡出子を皇族の範囲外とした。

【関連する帝国議会質疑等】

* 37 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.11 衆・皇室典範案委員会 31 頁）

〔5〕天皇及び皇族は、養子をする事ができないとしたこと

▼天皇及び皇族は、養子をする事ができないとした理由

◎ 現行の皇室典範第9条は旧皇室典範を踏襲し、天皇及び皇族は養子をする事ができないとしている。

▽ 旧皇室典範第42条は、「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」と規定し、皇族は、皇族・皇族以外の者にかかわらず養子をする事はできないとしていた。

◎ 旧皇室典範が、養子をする事ができないとした理由

▽ 養子は中世以降のものであり、古来の典例ではない。

▽ 皇族以外の者の養子は、皇統の純粹さを失わせる。

▽ 皇族の養子は、皇統が乱れる原因となる。

▽ 「皇室典範義解」（伊藤博文著『帝国憲法皇室典範義解』国家学会蔵版昭和10年）
第42条の注釈（抜粋）

「…凡此レ皆中世以来ノ沿習ニシテ古ノ典例ニ非サルナリ本条ハ獨異姓ニ於ケルノミナラス皇族互ニ男女ノ養子ヲ為スコトヲ禁スルハ宗系紊亂ノ門ヲ塞クナリ…」

〔6〕皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れるとしたこと

▼皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れるとした理由

◎ 現行の皇室典範第 12 条は旧皇室典範を踏襲し、皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れることとしている。

▽ 旧皇室典範第 44 条は、「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス」と規定していた。

▽ 「皇室典範義解」（伊藤博文著『帝国憲法皇室典範義解』国家学会蔵版昭和 10 年）第 44 条の注釈（抜粋）

「…女子ノ嫁スル者ハ各々其ノ夫ノ身分ニ従フ故ニ皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス…」

◎ 皇位継承資格を男系に限ったことにその根源がある。

▽ 皇室典範が（皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れるとしていることなど）女性皇族の地位について男性皇族と異なる規定をしているのは、結局、皇位継承を男系に限ったことにその根源がある。

【関連する帝国議会質疑等】

* 38 金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.9 衆・皇室典範案委員会 10 頁）

〔7〕皇族で皇籍を離脱した者は、皇族に復することはないとしたこと

▼皇族で皇籍を離脱した者は、皇族に復することはないとした理由

- ◎ 現行の皇室典範第 15 条は、皇族以外の者及びその子孫が皇族となる場合を、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合のみに限定している。このため、皇族で皇籍を離脱した者及びその子孫は皇族に復することはないことになる。

- ◎ 旧皇室典範においても旧皇室典範増補（明治 40 年）第 6 条において「皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス」と規定していた。

▽「皇室典範増補條項義解」（宮内庁書陵部所蔵）

第 6 条の注釈（抜粋）

「…上下ノ名分一タヒ定リテ復變易スヘカラサルハ我カ肇國以來ノ通義トス中世一二臣列ニ降りシ皇族ニシテ復親王トナリ或ハ竟ニ皇祚ヲ踐ミタマヒシ宇多天皇例ナキニ非スト雖以テ永世率由スヘキ恆範ト爲スヘカラス故ニ本條ハ分義ノ正シキニ從ヒ宗潢ノ貴ト雖降りテ臣籍ニ入りタル者ハ再皇族ニ陞スヲ容ルササルノ制ヲ取レリ」